

(2) 多様な学びを支援する社会教育の充実

① きりしまっ子の豊かな心を育む体験・交流活動の充実

【基本事業の現状と課題】

- インターネット等の急速な普及により、子どもたちが屋外で遊ぶ機会が減少し、豊かな自然環境の中で、五感を通じて学ぶ機会が少なくなっています。豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力を育むために、様々な体験活動の一層の推進が求められています。
- 少子化や家族形態の変化、地域における人と人とのつながりの希薄化に伴い、地域社会での活動を通しての自然体験や生活体験、社会体験が不足してきており、地域社会における活動の充実を図る必要があります。
- 異年齢交流を体験できる貴重な学習の場である子ども会への加入率は減少傾向にあります。これまで子ども会が担ってきた青少年の自然体験や社会体験機会の減少、地域のつながりの希薄化等による地域の教育力の低下が課題となっており、子どもたちが地域で健やかに成長するために、子ども会活動を促進する必要があります。

【これからの基本事業の方向性】

- 豊かな自然環境の中で、様々な体験活動を行い、心と体のバランスがとれた「きりしまっ子」を育成します。
- 地域における異年齢集団での様々な体験活動などを通じて、子どもたちの思いやりの心や自律心を育むとともに、多様な考え方や感受性を養うための取組を推進します。
- 鹿児島県青少年育成県民会議等の関係機関と連携して、子ども会や青少年団体等への加入推進に努めるとともに、これらの団体等の活動を支援します。

【主な取組】

- 本市の豊かな自然や歴史、地域に伝わる文化や伝統行事、地場産業などの特性を生かし、発達段階に応じた様々な体験活動の機会を関係団体、関係部局と連携しながら提供します。
- 地域が計画する地域清掃等のボランティア活動や交流・体験活動への積極的な参加を子どもたちに促し、地域と連携した体験活動の取組を推進します。
- 子ども会育成者及び指導者の資質向上のための研修会や単位子ども会同士との交流の場、体験活動の機会の創出など、霧島市子ども会育成連絡協議会等の関係団体と連携し、それらが実施する様々な事業を積極的に支援します。
- 次代を担う青少年の国際的視野を広げるとともに国際理解を深めるため、青少年による国際交流を推進します。

② 家庭教育の充実と地域全体での見守りを通じた青少年の健全育成

【基本事業の現状と課題】

- 地域社会は、様々な体験を通して社会規範やルール・マナーについて実践的に学ぶ場ですが、地域における人と人とのつながりや地域に対する関心の希薄化が問題になっています。そのような中、地域の子どもたちに対する声かけや地域全体で子どもを育むという意識も低下し、子どもたちが日常生活の中でコミュニケーション能力や規範意識を身に付ける機会が減少しています。
- 少子化や家族形態の変化により、家庭内において規律・マナーや思いやりを学ぶ機会、親子間でのコミュニケーションを図る機会が減少しており、家庭教育が子育ての重要な役割を担っていることを改めて認識し、家庭の教育力を高めていく必要があります。
- スマートフォン等の普及により容易にインターネットに接続できるようになり、ネットでのいじめやネット依存などの問題が生じており、利用する場合の家庭でのルールづくりを推進する必要があります。

【これからの基本事業の方向性】

- 子どもが基本的な生活習慣を身に付け、自立した社会生活を送ることができるよう、地域ぐるみで子育てを支援する環境整備を図ります。
- 親としての学び、親になるための学びなど、家庭教育を支援するための学習機会や情報の提供等を行うとともに、学校や地域、警察、校区青少年育成連絡会などの関係機関と連携して、青少年の健全育成に努めます。
- インターネット社会に潜む危険性など青少年を取り巻く問題について、学習機会を提供し、啓発活動を推進します。

【主な取組】

- 幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支え、活力ある地域づくりを目指す「地域学校協働活動^{*41}」を推進します。
- 家庭の教育力向上を目指した学習機会や情報提供等を行い、家庭教育の重要性を啓発するとともに、霧島市PTA連絡協議会等と連携し、保護者としての在り方に関する各種研修会や講演会を通して会員の相互理解と資質向上を図ります。
- 家庭と連携した「一家庭一家訓」運動を推進することで、親子で日常生活上の目標や約束事等を話し合う機会とし、その実践を通して規範意識の高揚を図ります。

* 41 : 地域学校協働活動 / 地域の高齢者、保護者、NPO、民間企業等の幅広い地域住民等の参加を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動。

- 青少年育成センター・いじめ問題対策支援室を中心に、学校や地域、警察、校区青少年育成連絡会との連携を図り、地域ぐるみによる青少年の健全育成に取り組むとともに、相談体制を充実させ、様々な課題に対応できるよう活動内容の充実に努めます。
- インターネット依存の危険性やゲームやスマートフォンなどの長時間使用が子どもの脳や心身の発達に及ぼす影響や健康被害等について、学校・家庭・保健福祉部局と連携し、保護者や市民への意識啓発を図ります。

③ 自ら学び、高め合う体制づくりと学習環境の充実

【基本事業の現状と課題】

- 公民館講座については、土曜日や夜間に受講できる定期講座、料理教室や消費者ビギナー塾等の生活に密接した短期講座を開設しましたが、時間にゆとりのある60歳代以上の応募が多く就労世代の応募割合の増加にはつながっていないことから、幅広い世代に対応するよう、更なる工夫が必要です。また、学びの拠点である社会教育施設の老朽化による修繕等が増加傾向にあり、緊急性を考慮して改修する必要があります。
- 図書館は、市民に学習環境を提供し本を通じた文化の交流拠点としての役割を果たしています。インターネットに接続する機器の普及に伴い、子どもの活字（読書）離れが進んでおり、読書に充てる時間の減少が見られます。近年は情報化が進み、個々のニーズも多様化している中で、図書館の魅力を発揮することが課題となっています。
- メディアセンターは、情報通信ネットワークの発達に伴い、市民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」学習機会を得るとともに、学習の成果を地域に情報発信することができる施設です。しかし、開設から20年を過ぎ、施設の老朽化がみられ、これから超スマート社会(Society5.0)^{*42}や5G^{*43}時代を迎えようとしている中で、十分な対応ができていない現状です。メディアセンターは、新しい時代における学習機会の提供や、情報発信の支援を行うとともに、それらの情報による市民コミュニケーションの場としての役割を担うことが求められています。

【これからの基本事業の方向性】

- 多様化・高度化するニーズに対応し、かごしま県民大学等の関係機関と連携した学習機会や学習内容の充実に努めるとともに、市民が、必要な情報を容易に入手できるよう、広報誌や図書館システム^{*44}などを活用した情報提供を行います。
- 社会教育施設の改修やメディアセンター等の機器の更新を通じ、市民が利用しやすい学習環境の整備に努めるとともに、社会教育における学びを通して、地域を知り、課題に気付くことで、その解決に向けた活動につながる場や機会の充実に努めます。

【主な取組】

- 条例公民館では、市民が様々な地域課題や生活課題等を理解し、その解決を図るために、社会環境の変化やライフステージに対応した魅力ある講座の開設に努めます。また同施設は、地域における学習拠点であるとともに地域づくりの拠点であることから、すべての市民がいつでも安心・安全に学習できる環境の整備を図ります。

*42：超スマート社会(Society 5.0) / 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において国が目指すべき未来社会の姿として提唱。

*43：5G / 第5世代移動通信システム。「高速・大容量」「低遅延」「多数端末との接続」が特徴。

*44：図書館システム / 図書館のホームページから、本の検索や貸出し状況、予約等ができるシステム。

- 市民が求める図書館の情報を市広報誌やホームページ等を通じて発信し、広く周知します。
- 「第4次霧島市子ども読書活動推進計画」*45を策定し、子ども達が自主的に読書する習慣を身につけ、本との出会いや感動を通じて知識を深め、豊かな感性を磨いていくことができるよう、学校や家庭、地域、ボランティア等と連携し、読み聞かせや緑陰読書等を通じて子ども読書活動「1日20分読書」を推進します。
- 移動図書館車の巡回箇所の見直しを進め、必要とする方々へ本を届けられるように努めます。
- メディアセンター整備方針をもとに、具体的な整備について企画、推進します。
- 超スマート社会（Society 5.0）*46や5G*47時代の到来や教育メディア媒体の変化に対応した施設・設備の整備を行うとともに、市民の学びのニーズに合った講座開設やグループワークなど、市民が主体となって関わりながら学ぶ講座運営を行います。
- 情報通信ネットワークを生かしたeラーニング*48への対応やメディアセンターを核にした自主学习グループ等のコミュニティづくりを支援します。
- 学校教育におけるプログラミング教育の推進と教職員への研修の充実を図ります。
- ネット依存や情報モラル等について、児童生徒への指導を行うとともに、保護者、市民への啓発講座を開設します。

*45：第4次霧島市子ども読書活動推進計画 / 令和3年度から令和7年度までの子ども読書活動指針（令和2年度中に策定予定）。

*46：超スマート社会(Society 5.0) / 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において国が目指すべき未来社会の姿として提唱。

*47：5G / 第5世代移動通信システム。「高速・大容量」「低遅延」「多数端末との接続」が特徴。

*48：eラーニング / インターネット等の情報システムを利用した学習形態。

④ ふるさと愛の高揚へつなげる文化財の保存・継承と活用

【基本事業の現状と課題】

- 本市は特色ある郷土芸能や伝統行事、史跡など豊かな伝統文化を有していますが、少子高齢化・過疎化や地域をとりまく環境の変化により、伝統芸能や集落の歴史等の継承が難しくなっています。
- 埋蔵文化財については、開発・土木工事等に伴う試掘調査や現地立会い等を実施していますが、埋蔵文化財の保存を推進していることから、出土遺物は年々増加しており、その管理と保管場所が課題となっています。
- 文化財を後世に良好な状態で残すため、適切な修復・養生を行うとともに、説明板・標柱の年次計画に沿った整備が必要です。

【これからの基本事業の方向性】

- 文化財に触れる史跡めぐりや体験学習、歴史講座などを積極的に開催するとともに、郷土芸能の保存・継承を図るため、保存団体間の連携・交流を推進します。
- 文化財の計画的な調査・研究、保存に努め、重要なものについては、文化財指定により保護を図るなど、文化財を後世に遺すための適切な環境整備に努めます。
- 本市の歴史・文化・自然・産業などに触れることができるように施設を充実し、貴重な遺産を後世に伝えます。

【主な取組】

- 郷土館等における講座や企画展を開催し、市民参加型の事業の推進と広報誌やホームページを活用した文化財情報の発信を行います。また、国分南中学校や横川中学校の生徒によるボランティアガイドのような取組を広げていくために、中高生にも興味を持てるような魅力ある市民講座等の充実を図ります。
- 「周知の文化財包蔵地^{*49}」において公共工事、土木工事等に伴う緊急発掘調査に対応するため、開発計画を作成する前に協議ができることの周知を図ります。また、大規模な発掘調査については民間の発掘調査会社に委託するなど、効率化を図ります。
- 今後の埋蔵文化財の出土遺物の管理・保管については、郷土館等の集約化の検討と合わせて、場所の確保に努めます。
- 文化財を後世に残すため、文化財の修復、復元、養生、整備や文化財周辺の環境整備を行い、文化財の由来など記した説明板を設置して文化財の保存と活用に向けた環境整備を行います。

* 49 : 周知の文化財包蔵地 / 文化財保護法で用いる法律用語。地中に埋蔵された状態で発見される文化財（埋蔵文化財）を包蔵（内部に含んでいる）する土地、またその範囲として周知されている土地のこと。「埋蔵文化財包蔵地」は、考古学用語の「遺跡」に近い。

(3) 次世代へつなぐ芸術文化活動の推進

① 芸術文化に触れ親しむ機会の充実

【基本事業の現状と課題】

- 市民意識調査（平成29年度）によると、芸術文化の鑑賞や活動を全く行っていない市民の割合が全体の43.9%（377人）と最も高い割合を示している反面、年に数回程度行っている市民の割合は40.1%（344人）と2番目に高い数値を示しています。
- 市民の中では、芸術文化活動を「行う」か「行わない」という二極化が進んでいることから、その要因を検証するとともに、日常生活の中にある文化ニーズの掘り起こしを行うなど、全ての市民が広義での「芸術文化」に親しめる環境づくりが必要です。

【これからの基本事業の方向性】

- 子どもの頃から身近な場所で良質な芸術・文化を鑑賞し、体験できる機会を提供するとともに、これまでの広報活動に加え、各種メディアなどを活用した情報発信に努めます。
- 関係機関と連携し、市民ニーズ等を踏まえた音楽・演劇などの芸術文化を享受できるイベントや、市民が優れた芸術に触れる機会の創出に努めます。

【主な取組】

- 児童生徒に対しては、「市町村による青少年劇場」や「生徒芸術鑑賞会」を継続し、身近な場所で良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供します。
- みやまコンセールを中心に開催される「霧島国際音楽祭」では、霧島を訪れるアーティストや受講生の活動を市民レベルで支援する体制の強化を図ります。
- 霧島市民会館自主文化事業は、指定管理者と連携し、市民が「観たい・聴きたい」ものの選定に努め、開催するイベント等については、メディアを利用して広く市民への周知を図ります。

② 芸術文化活動を実践する市民及び団体への支援

【基本事業の現状と課題】

- 市民意識調査（平成29年度）によると、芸術文化に関する鑑賞や活動を毎月行っていると回答した市民の割合は13.3%（111人）であり、男女の比較では女性が若干多い傾向にあります。
- 芸術文化に関する鑑賞活動を年代別に見ると、40代から60代が高い割合を示していることから、芸術や文化活動は、ある一定の年齢を経て取り組み始める、あるいは、頻度が高くなる傾向にあります。
- 日本の伝統文化といわれるものの伝承を担っている方々の多くは高齢者であり、後継者不足に陥りつつあります。
- 今後は、伝統文化を守りつつ、新たな文化も取り入れるという2面性を推進する施策への転換が求められています。

【これからの基本事業の方向性】

- 市民の自主的な芸術・文化活動により、多くの市民が芸術文化に親しめる機会が増えるよう、市民活動の支援に取り組みます。
- 霧島市文化協会や関係団体など、積極的に活動する芸術文化団体への支援や団体相互の交流の推進により、活動の活性化を図るとともに、芸術文化を支える人材の育成に努めます。

【主な取組】

- 既存団体の運営や主催事業については、継続して支援を行い活動の円滑化に努めます。
- 個々で芸術文化活動を行っている団体の現状把握に努め、流派やジャンルを越えた文化交流が図れるよう努めます。
- 少年期から良質の芸術文化に触れる機会を提供し、次世代の芸術文化活動を担う人材育成の基盤づくりに努めます。

(4) スポーツを楽しむ環境づくりの推進

① 生涯スポーツの推進

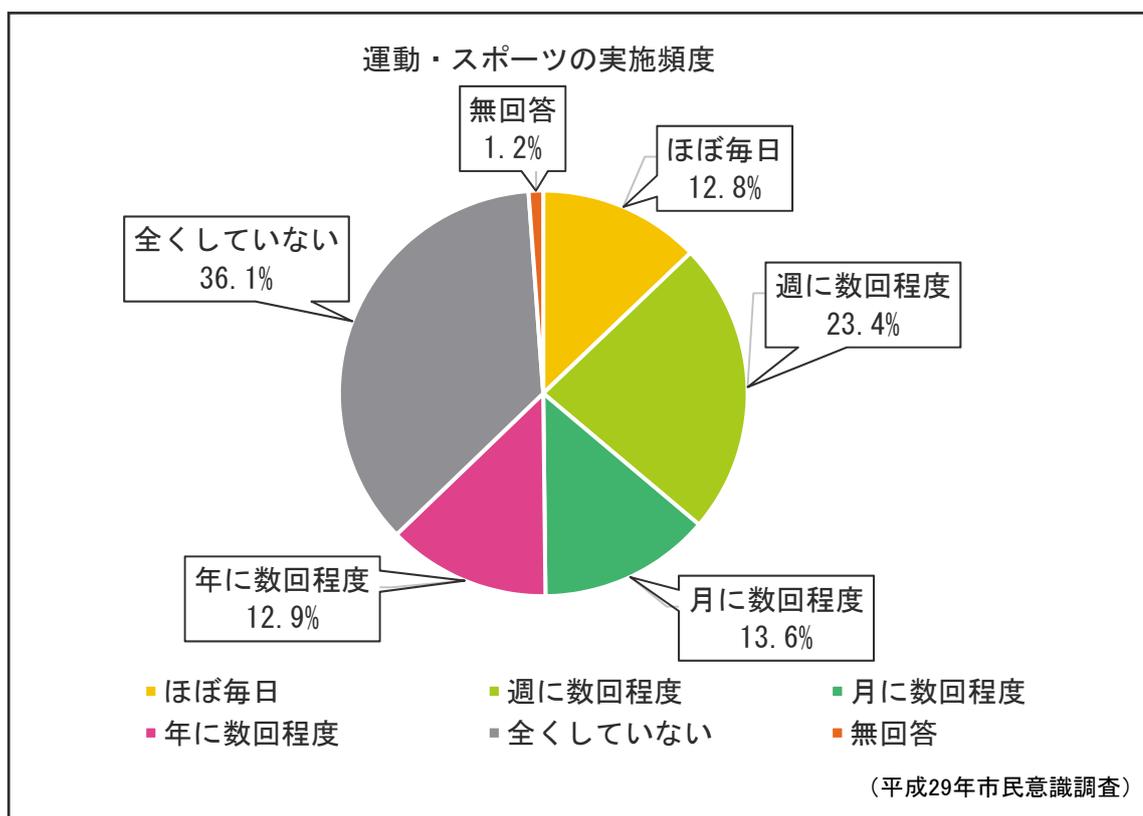
【基本事業の現状と課題】

- 市民意識調査（平成29年度）によると、スポーツを「全くしていない」人の割合は36.1%で最も高く、次いで「週に数回程度」が23.4%、「月に数回程度」が13.6%、「年に数回程度」が12.9%の順になっています。年代別では、20歳から65歳までの層において約4割前後が全くしていないという結果になっています。

すべての市民が、いつでも、どこでもそれぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって主体的にスポーツに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進はもとより、明るく豊かで活力ある生活の実現につながることから、生涯スポーツの推進を図る必要があります。また、障害のある人のスポーツ活動は、健康増進やリハビリテーションに役立つだけでなく、自立と社会参加の促進につながるため、障害の種別、程度にかかわらず、だれもがスポーツ活動に参加しやすい環境を整える必要があります。

- 市民に対してスポーツの実技指導やスポーツに関する指導・助言を行うため、約90人のスポーツ推進委員が市内各地で活動しています。霧島市スポーツ協会には34の競技団体が加盟し、各種スポーツ大会や講習会等を開催し、スポーツの振興に寄与しています。

また、市内には子どもから高齢者まで、様々なスポーツをそれぞれのレベルに合わせて参加できる会員制の総合型地域スポーツクラブが4団体あり、それぞれ自主的・主体的に活動しています。総合型地域スポーツクラブの活動をさらに充実させるためには、地域住民のニーズを踏まえた魅力あるプログラムを開発・提供するとともに、総合型地域スポーツクラブの認知度を高めて新たな会員を取り込み、会員の定着を図る必要があります。



【これからの基本事業の方向性】

- 誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組み、ライフステージ等に応じたスポーツ活動を推進します。
- 地域住民により自主的・主体的に運営される総合型地域スポーツクラブの育成等、市民が主体的に参画できるスポーツ環境を整備するとともに、多様化するニーズや環境の変化に対応した、新たな視点によるスポーツ指導者やコーディネーター役を担うスポーツ推進委員の養成に努めます。
- 障害者スポーツの普及拡大を図るため、関係機関と連携しながら障害を持つ方々が安心してスポーツを楽しむ環境づくりに努めます。

【主な取組】

- 霧島市スポーツ協会やスポーツ推進委員等の関係団体と連携し、障害の有無に関わらず、より多くの市民が参加できるような各種スポーツイベント等を開催し、スポーツに触れる機会づくりに努めます。
- 市広報誌やホームページ、コミュニティFM等の情報媒体を活用して生涯スポーツの普及・啓発活動に努めます。
- スポーツ推進委員の研修会等を通じて、活力ある社会づくりに貢献できる質の高い指導者の養成を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブの充実を図るとともに、認知度を高めるための取組を推進します。

② 競技スポーツの推進

【基本事業の現状と課題】

- 本市出身のスポーツ選手が各種大会等で活躍することは、市民に夢や感動を与え、スポーツを通じた青少年の健全育成につながります。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど、本市のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。
- 本市でキャンプを実施する団体の数は近年横ばいであり、種目もサッカーや社会人野球、ソフトボールなどに固定化しつつあることから、現在キャンプを実施している競技以外の誘致にも力を入れる必要があります。
- 全国大会等の各種体育大会に県代表の一員として出場する選手に対し、出場に要する経費の一部を助成しており、引き続き支援していく必要があります。

【これからの基本事業の方向性】

- 年間を通して温暖な気候で全国有数の観光地でもある本市の特性を生かし、国内外を問わず、各種スポーツ団体のキャンプ等や各種大会を招致することにより、市の活性化や観光客の誘致によるスポーツ交流人口の拡大に努めます。
- トップアスリート選手によるスポーツ教室の開催など、各競技の底辺拡大や競技スポーツの向上につながる施策を展開します。

【主な取組】

- スポーツキャンプや大会などの誘致活動を行い、誘致団体数の増加を目指します。
- スポーツキャンプ時に、小中高生を対象としたスポーツ教室を開催してもらえるようキャンプを実施する団体に働きかけます。
- 霧島市スポーツ協会やスポーツ推進委員等の関係機関と連携してスポーツ教室を開催するなど、各競技における競技力の向上や底辺拡大を図ります。
- 全国大会等の各種体育大会に県代表の一員として出場する選手等に対し、出場に要する経費の一部を引き続き助成します。

③ スポーツ施設の整備

【基本事業の現状と課題】

- 2020年かごしま国体に向けて修繕した施設以外においては、経年劣化による施設の不具合が多くあり、スポーツの実施に支障がある施設もあります。老朽化の著しいスポーツ施設や類似施設が多いことから、既存のスポーツ施設のあり方を公共施設管理計画に基づいて検討する必要があります。併行して、既存施設における利用者の安全性や利便性を考慮し、計画的に修繕を行う必要があります。

【これからの基本事業の方向性】

- 地区自治公民館や自治会が行う施設整備や備品購入への支援を通して、地域におけるスポーツの振興を図ります。
- 市民のスポーツ活動の拠点となるスポーツ施設の充実を図るため、老朽化した施設や設備の整備、バリアフリー化を年次的・計画的に行うとともに、適正な維持管理に努めます。

【主な取組】

- 市民のスポーツ活動の拠点となるスポーツ施設は、安全かつ快適に利用できるよう計画的に整備を行うとともに、既存のスポーツ施設のあり方について、公共施設管理計画に基づき、今後、統廃合を含めた検討を行います。

第5章 計画の実現に向けて

1. 市長部局との連携・協力

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日から施行され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革が行われました。

その中で地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める、とされています。

しかし、地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整することによって、当該計画をもって大綱に代えることができる、とされています。

「第二次霧島市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）は、教育委員会と市長部局が連携し、本市の最上位計画である第二次霧島市総合計画と整合性を図りつつ、本市の教育分野における基本的な計画として策定作業を進めてきた経緯もあり、総合教育会議において市長と教育委員会が協議・調整を行った結果、本計画をもって本市の教育振興に関する施策の大綱とすることになりました。

今後は、幼児教育・保育のあり方や青少年健全育成、児童虐待への対応、子育て支援対策など、本市の子どもたちの健やかな成長を育み、命を守るあらゆる取組について、市長部局と教育委員会が連携し、必要な対策を講じるよう努めます。

また、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する市長部局と教育委員会の調整が必要な事項についても、市長部局と連携を十分に図りながら取り組みます。

2. 行政評価を活用した進行管理

行政評価とは、民間企業で使われている目標管理の手法を行政経営に生かすための仕組みのことで、限られた財源を有効に活用するために、施策や基本事業についてその目的や目標に対して取り組んだ結果や効果等を分析し、客観的な検証を行うことをいいます。

本市では行政経営会議において、第二次霧島市総合計画の施策の目標に対して、前年度の達成状況を振り返った上で現状を把握し、目標を達成するための課題を明らかにします。さらに課題解決のため、次年度以降に重点的に取り組むべき内容について協議し、施策ごとに取組方針を決定します。

この行政経営会議が行われるまでに、施策別分科会において、施策の目的達成に必要な基本事業の取組がどれくらい達成できているかの検証を行うとともに、施策が目標を達成するために必要な基本事業ごとの課題を明らかにし、次年度以降の基本事業の取組方針に反映させます。

本計画は、第二次霧島市総合計画の教育分野における基本的な計画との観点から、互いの計画における施策と基本事業については整合性を図っており、第二次霧島市総合計画の行政評価を行うことが、本計画の進行管理にもつながるものと考えます。

教育委員会は、「施策マネジメントシート」や「基本事業マネジメントシート」を活用し、行政経営会議や施策別分科会における行政評価によって、本計画の進行管理と各種取組の達成状況を毎年度点検し、必要に応じて見直しや改善を行います。

以上の検証作業を含めて、今後5年間に取り組む施策を進めていきますが、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき新たな課題が生じた場合は、適時適切に検討し、迅速に対応することとします。

3. 外部評価委員会による点検・評価

教育委員会が効果的な教育行政の推進を図り、地域住民への説明責任を果たす観点から、平成20年度から、教育委員会は、毎年、自らの活動状況の点検及び評価を行うことが義務付けられました。

本市においても、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る、との趣旨に鑑み、5人の学識経験者による外部評価委員会を開催し、点検・評価を行っています。教育委員会では今後も引き続き、教育委員や事務局職員のいわゆる内部だけの点検・評価だけでなく、外部の学識経験者による評価を実施します。